

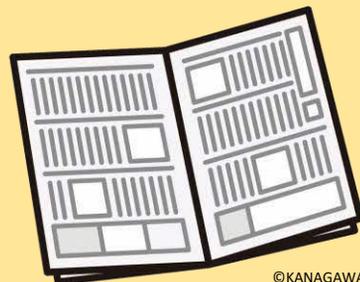


～18歳からの「君ならどうする？」～
若年者のための消費生活サポート情報



第11号
2022. 3. 25

強引な新聞勧誘に ご注意ください！



©KANAGAWA2013

事例

新聞店の営業員が自宅に来て、「この契約を取ることができれば正社員になれるので契約してほしい。」としつこく勧誘され、米や洗剤などの景品をたくさん渡されてしまい、断り切れずに6カ月の新聞購読契約をした。新聞は不要なので、クーリング・オフしたい。（20代女性）

一言アドバイス

- 訪問販売で新聞の購読契約をした場合、契約書面を受け取った日から8日以内であれば、クーリング・オフできます。
- ドアを開ける前に訪問者や用件を確認し、購読の意思がなければ、ドアを開けずにきっぱり断りましょう。
- 景品を置いて行かれても、契約するつもりがない場合は、使用せず返せるようにしておきましょう。
- 購読期間中に健康状態や経済状況が変わることもあるので、長期の契約は避け、先の見通せる範囲で契約しましょう。



北海道消費者
教育PRキャラクター
「ちえ子さん」

- サポート情報のバックナンバーはこちらから
～18歳から大人～若年消費者のための特設ページ
URL : <https://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/sak/youngindex.html>



困った時はひとりで悩まず相談しましょう！
北海道立消費生活センター 受付時間 平日／午前9時～午後4時30分

相談専用電話 ☎ 050-7505-0999

消費者ホットライン※ ☎ 188（「嫌や！」泣き寝入り）

※全国共通の電話番号。お住まいの市町村など、近くの消費生活相談窓口をご案内します。

北海道消費者
教育PRキャラクター
「かしこしか」

